

入札公告

東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業申請サポート業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

なお、本件の入札は、その契約に係る予算が可決され、4月1日以降で予算の執行が可能となったときに入札の効力が生じるものとする。

令和7年2月17日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業申請サポート業務一式
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和7年4月1日から令和8年3月31日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から改札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 過去二年間に国及び地方自治体の発注における、仕様に定める仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ確実に履行できるものであること。
- (5) 福島県内に本店又は支店・営業所を有していること。

また、当該本店又は支店・営業所において教育旅行の営業拠点を有している場合は、物理的に執務室等を分けて業務を行う環境を備えることが可能なこと。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）に、2に掲げる事項について証明できる書類を添付して郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間 公告日から令和7年3月4日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）の9時30分～17時まで（ただし令和7年3月4日（火）は正午までとする）
- (2) 提出場所 郵便番号 960-8670
福島県福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）
福島県文化スポーツ局生涯学習課
電話番号 024-521-7784

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 3(2)に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか、福島県企画調整部企画調整課ホーム

ページにおいて公開する。

イ 期間 令和7年2月17日(月)～令和7年2月21日(金)

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年3月24日(月) 10時

イ 場所 福島県庁 本庁舎5階 企画調整課分室2
(福島県福島市杉妻町2番16号)

(3) その他

郵便による入札は認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県文化スポーツ局生涯学習課

電話番号 024-521-7784

FAX番号 024-521-5677